

浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部研究費不正使用防止計画

平成 28 年 8 月 24 日改定

浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部では、「浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部における公的研究費の取扱いに関する規程」第 9 条により、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部研究費不正使用防止計画を以下のとおり定めるものである。

I 運営管理体制

①最高管理責任者：学長

本学における公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

②統括管理責任者：大学にあつては学部長、短大部にあつては短期大学部部长

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する

③コンプライアンス推進責任者：学科長と事務部長（短大部にあつては事務長）

本学の各組織における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つもの

II 不正使用防止計画

1. 責任体系の明確化

不正発生の要因	防止計画
時間が経過することにより、責任意識が低下する。	教授会等において、随時、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

2. 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	公的研究費の使用に関しては、原則学内規程に基づき行っており統一されている。ルールに関しては通知文等で定期的に周知し、適正運用の徹底を図る。

<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。 ・公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識が希薄である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。 ・学内でコンプライアンス教育・研究倫理教育を行い、参加を義務付ける。また、学外で開催される研修にも参加をするように努める。 ・公的研究費の運営・管理に係る全教職員から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。 ・不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。 ・『「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」の回答状況を教育研究部の会議で情報共有する。
<ul style="list-style-type: none"> ・学生の研究倫理・コンプライアンス順守の意識向上対策が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学科の初年次教育等を通じてアカデミックスキルの涵養に努める。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正発生の要因	防止計画
現実的な不正防止計画が策定できていない。	モニタリング並びに他大学の事例等により不正発生の要因の情報収集に努め、現実的な防止計画にするために定期的に見直しを図る。

4. 公的研究費の適正な運営及び管理活動

不正発生の要因	防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生することへの懸念。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 ・繰越のできる公的資金（科研費の基金等）については、そのルール及び手続き方法等を研究者に周知する。
取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて取引状況の確認を行う。不正な取引を行った業者については、本学における「浜松学院大学及び浜松学

	院大学短期大学部物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準」に基づき取引停止等の措置を講ずることにより、他の業者へ注意喚起を行う。
--	--

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	防止計画
通報窓口が判りにくいため、不正が潜在化する。	通報窓口（大学・学園本部）は、ホームページにより公開しているが、さらに通報者の保護や通報窓口、相談窓口について周知徹底を図る。
使用ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行されるおそれがある。	総務課に設置した相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付けている。

6. モニタリングの有り方

不正発生の要因	防止計画
不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	採択件数に応じた内部監査を実施する。件数が少ない場合は通常監査・特別監査の両方を実施し、モニタリングが有効に機能する体制を整備する。

Ⅲ 不正使用防止計画の点検・評価

公的研究費使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正使用防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。